

請 書

令和 年 月 日

亙理地区行政事務組合
管理者 齋藤俊夫 殿

住 所

氏 名

印

(TEL)

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

※契約期間の中途において、消費税率の改定が行われた場合、改定後の消費税の額については、国の指針に従い計算するものとする。

1 賃貸借物件等

品 名	数量	単価	金 額
消費税及び地方消費税			
合 計			

2 賃貸借場所

3 賃貸借期間

上記の契約については、上記の記載事項及び次の条項を守り、お受けいたします。

- 1 賃貸借期間開始日までに指定の場所にその数量を納入しないときは、この契約を解約されても異議ありません。ただし、一部履行済みのものがあるときはその数量に相当する代金が支払われることとします。
- 2 契約期間中に亙理地区行政事務組合暴力団等排除措置要綱別表各号に該当すると認められたときは、この契約を解約されても異議ありません。
- 3 物件の納入に際しては、貴組合の検収を経てから上記の納入場所に納品することといたします。
- 4 代金の支払いは、貴殿において受理した日から30日以内に支払われることとします。
- 5 この契約に係る業務のかし又はそのかしによって生じた貴殿の損害については、検査完了の日から1ヵ年間担保の責めに任じます。
- 6 その他疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたときは、双方が協議のうえ決めるものとします。

注 1 金額は、アラビア数字で記入し首票金額の訂正は認めない。

2 首票金額の頭部に¥字を表示すること。

※賃貸借